

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年10月5日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「駐車整理票に記載すべき要件を変更する(氏名等の記載を必要としないこと)に至った経緯並びに『匿名』でも駐車場を利用させる法的根拠及び警備員への指示内容を変更した事実を記載した内部文書等のすべて」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 不開示(不存在)の決定

実施機関は、本件請求に対し、「駐車整理票に記載すべき要件(氏名等の記載を必要としないこと)を変更するに至った経緯並びに『匿名』でも駐車場を利用させる法的根拠及び警備員への指示内容を変更した事実を記載した文書」について、不存在であることを理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成16年10月19日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年11月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

駐車整理票に氏名を記載させる方式は、広島県の部内規約で定められていないにもかかわらず、実態的には、全く牽制効果のない方法（氏名の記載）を強要していた。

しかしながら、異議申立人は、平成15年10月から平成16年7月にかけて5回にわたって、駐車整理票の「利用者名」欄に「匿名」（空欄のまま何も記載しなかった場合を含む。）と記入したにもかかわらず、いずれも結果として駐車させている。

そうすると、従来は認めなかった匿名の駐車を容認することに変更した記録（根拠）は必ずある。県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）の警備員が、勝手に取扱いを変更できるものではなく、総務室長が具体的に指示をしていると思料される。

本件処分は、実施機関の職員が駐車場を目的外利用していた不祥事及び用件先での検印をもらう必要がない広島県独特の駐車整理票方式を悪用した一般の目的外利用者の実態を隠匿するため、本来は開示すべき文書を不存在としている重大な疑義がある。

「駐車場管理業務を委託している業者に対しては、当該対応についての指示文書等は作成、交付等しておらず、口頭によって指示を行っている。」という実施機関の理由説明書の記載は、自らにとって都合の悪い記録は存在しないことに仮装するため、言い換えれば、実施機関への責任追及を逃れるためのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している、行政文書を不存在とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

駐車整理票は、車で来庁し、駐車場を利用する方（以下「駐車場利用者」という。）に、駐車場の円滑な管理のために必要な項目について記入の協力を求めている。

駐車整理票に記載すべき要件について変更した事実はなく、従前から駐車整理票の項目すべてに記入をお願いしている。（平成15年6月に様式の一部変更を行ったが、これは、項目名表記を分かりやすく変更したのみである。）

平成15年6月に、駐車整理票に記入を拒否する者（以下「非協力者」という。）が1名現れた。非協力者についても、来庁ごとに駐車整理票への記入をお願いしているが、現在まで理解を得られず、協力いただけない状況が続いている。

しかしながら、非協力者の来庁の際、駐車整理票の記入について、駐車場出入口で長時間のやり取りを行うことは、待ち時間の増加により後続の他の

駐車場利用者に多大な迷惑を掛けるなど、円滑な駐車場管理に支障を来すこと、また、非協力者は特定できていることから、庁舎管理を担うものとして、無用の混乱を避けるためにやむを得ず駐車を認めている。こうした庁舎管理上必要な判断を行うことは、実施機関として当然に認められる裁量の範囲内のものである。

駐車場管理業務を委託している業者（以下「受託業者」という。）に対しては、上記のような対応についての指示文書等は作成、交付しておらず、口頭によって指示を行っている。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、平成15年6月4日に匿名で駐車場を利用しようとしたところ、これを拒否されたにもかかわらず、その後、平成15年10月から平成16年7月にかけて5回にわたって、駐車整理票の氏名記載欄に氏名を記載しなくても駐車が可能であったことをとらえて、駐車整理票に記載すべき要件を変更するに至った経緯を記録した文書及び匿名でも駐車場を利用させる法的根拠の開示を求めている。また、異議申立人に駐車を認める過程で、警備員に対し指示内容を変更した事実を記載した文書の開示を求めている。

これに対して、実施機関は、駐車整理票は駐車場の円滑な管理のために必要な項目について、駐車場利用者に記入の協力を求めているが、非協力者に対しては、当初は駐車場の利用を拒んだものの、次回からは、駐車場の出入口で長時間やり取りを行うことは、他の駐車場利用者に多大な迷惑を掛けるなど、円滑な駐車場管理に支障を来すことなどを避けるため、やむを得ず、駐車を認めているということであり、このような対応については、口頭によって受託業者に指示をしており、指示文書等は作成していないと説明している。

駐車場利用者が駐車場を利用しようとするときに記載を求める駐車整理票は、実施機関と受託業者との間の業務委託契約書の中で、実施機関が定めるとされており、実施機関が作成した「駐車場管理要領」中に「駐車整理票の作成及び交付」が「駐車場管理の範囲」の一つとして示されている。しかしながら、駐車整理票の各欄に記載しなければ駐車させてはならない、又は駐車整理票の各欄を記載しなくても駐車させてもよいなどという具体的な記載内容はない。

当審査会は、駐車整理票に利用者名を書かせること自体の是非について判断するものではないが、実施機関が、利用者の氏名や用件先等を円滑な

駐車場管理のために必要であるとして駐車整理票の様式を定めた以上，明文の規定がなくても，駐車整理票に記載することを駐車場利用の一応の要件とし，非協力者に対して，当初駐車場の利用を拒んだというのも理解できるところである。

一方，以前駐車整理票の記載をめぐって駐車場の出入口で長時間やり取りをした非協力者が再度現れて駐車場の利用を求めた際に，他の駐車場利用者への迷惑やその者が氏名を記載しないことの実際上の支障等を考慮し，臨機応変に例外的な措置として駐車させたということも納得できるところである。

そうすると，実施機関が，特定の非協力者に対して個別に例外的な対応をしたことをもって，「駐車整理票に記載すべき要件」を変更したとは考えられず，また，特段の法的根拠がなければ，駐車場管理に当たってそのような臨機応変の対応ができないというものでもない。

したがって，それらに関する文書が存在しないという実施機関の主張に不自然な点は見当たらない。

さらに，異議申立人は，駐車を認めるかどうかの取扱いについて，「駐車場の警備員が勝手に変更できるものではなく，総務室長が具体的に指示していると思料される。」と主張しているが，非協力者が再度不意に現れ，駐車させるかどうかについて即時の判断を求められた際に，実施機関が文書を作成して警備員に指示しなかったとしても不自然ではないし，その後についても，当該非協力者に対する取扱いはあくまで例外であり，一般的な取扱いを変更するものではないと考えられることから，特段そのことについて文書化していなくても不合理とは言えない。

2 結論

よって，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 6 . 1 2 . 6	・ 諮問を受けた。
1 6 . 1 2 . 1 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
1 7 . 1 . 3 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
1 7 . 2 . 7	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
1 7 . 4 . 1 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
1 7 . 4 . 2 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
1 7 . 7 . 2 5 (平成 17 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
1 7 . 9 . 2 2 (平成 17 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
1 7 . 1 0 . 2 5 (平成 17 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
馬 場 則 行	弁護士